令和８年（フ）第３６０４号
大阪市西成区旭２丁目６番10号　ミキハウス101号
債務者　川村　昭美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６０９号
大阪市北区天神橋１丁目３番９号　タカノハイム天神橋　201号室
債務者　近藤　龍太
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６２５号
大阪市此花区梅香３丁目２番２－406号、前住所大阪市此花区梅香１丁目12番17号　高橋荘４Ｆ
債務者　小澤　睦代
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６０号
大阪府東大阪市小阪３丁目２番24号　ノバ八戸ノ里　401号
債務者　稲垣ひとみ
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７１３号
大阪市北区南森町１丁目２番12号　南森町第２ロイヤルハイツ　301号室
債務者　松本千賀代
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２８号
大阪府枚方市長尾元町７丁目27番５号　ディアコートＡ202、住民票上の住所兵庫県姫路市上手野242番地１
債務者　破魔　祥代
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３３号
大阪市天王寺区生玉町１番26－803号
債務者　前川　順子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４２号
大阪市東住吉区鷹合１丁目７番20号　ふぁみーゆ鷹合　305号
債務者　田中　晴美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５９号
大阪市西成区中開３丁目５番２－205号
債務者　近藤　　守
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９０号
大阪市東淀川区東中島５丁目１番24号　新大阪グリーンハイツ205号
債務者　鈴木　直睦
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２３号
大阪府八尾市山本高安町２丁目13番45－105号
債務者　黍野　正和
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８８３号
大阪府寝屋川市香里北之町24番５－504号
債務者　堀　　佳苗
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９１１号
大阪府豊中市上津島２丁目16番55－411号、前住所大阪府豊中市庄本町３丁目１番24－204号
債務者　西野　　諒
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９８４号
大阪府吹田市千里山西５丁目45番４号（201）
債務者　クルール　ギタースペースこと　山口紗友梨
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６９号
兵庫県西宮市今在家町３番９－301号
債務者　西川久美子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２０２号
徳島県徳島市末広四丁目２番50－524号　末広南団地県営住宅
債務者　坂東　　龍
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
徳島地方裁判所民事部